

受注者各位

名古屋市上下水道局

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者を補佐する者における取扱いについて

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)及び監理技術者を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の配置については、当局発注工事において当面の間、下記のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

#### 記

1. 次の要件を全て満たす場合は、特例監理技術者を配置することを認めるものとします。
  - (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
  - (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
  - (3) 監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係※にあること。(※一般競争入札を行う工事については開札日以前(その他については、入札の執行日以前)に3ヶ月以上の雇用関係。)
  - (4) 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとし、2件の請負代金額の総額は原則2億円未満※とする。(※当初請負代金額の総額であって、最終請負代金額はこの限りではありません。)尚、単価契約工事の請負代金額は当初想定事業費とする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる

もの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一つの工事とみなします。)

- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事範囲は、当局給水区域内及び当局所管施設内にあること。ただし、当局所管施設とは、当局用地の施設及び当局管路施設をいう。
  - (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
  - (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
  - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、施工計画書に明記すること。
  - (9) 完成検査、出来高検査は特例監理技術者を臨場させること。
  - (10) 名古屋市上下水道局低入札価格調査を実施していないこと。
2. 現場の安全管理体制については、「元方事業者による建設現場安全管理指針(平成7年4月21日厚生省基発第267号の2)」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、特例監理技術者を兼務する2つの工事両方に統括安全衛生責任者として配置しないようすること。
3. 提出する書類について
- (1) 特例監理技術者を配置した場合に提出する「現場代理人・主任技術者等選任届」と兼務する工事のコリンズ(CORINS)の写し等、上記1(4)、(5)を確認できる資料を添付してください。尚、前もって「配置予定技術者資格確認表」を監督員に提出し、確認を受けてください。
  - (2) 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務することになる場合、「現場代理人・主任技術者等変更届」と新たに兼務することになった工事のコリンズ(CORINS)の写し等、上記1(4)、(5)を確認できる資料を添付してください。尚、前もって「配置予定技術者資格確認表」を監督員に提出し、確認を受けてください。また、(6)～(8)について各工種における業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書を提出してください。

4. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行ってください。
5. 「現場代理人・主任技術者等選任届」及び「現場代理人・主任技術者等変更届」の様式については、局ホームページ「事業者の方へ>入札・契約>各種ダウンロード>工事請負契約のダウンロード」に掲載してあります。
6. 「配置予定技術者資格確認表」の様式については、局ホームページ「事業者の方へ>お知らせ>監理技術者等の取扱いについて」に掲載してあります。
7. その他  
本取扱いについては、監理技術者の兼務状況等を踏まえ、適宜、見直しの検討を行う予定です。

お問い合わせ先

上下水道局技術本部計画部技術管理課 (052)889-1055